

奈良県告示第二百九十四号

昭和三十八年三月奈良県告示第四百二十一号（奈良県標準複合肥料（粉状）の指定）の一部を次のように改正し、令和二年十二月一日から施行する。

令和二年十一月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

二の1中「すべて肥料取締法」を「全て肥料の品質の確保等に関する法律」に改め、同5中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改める。